

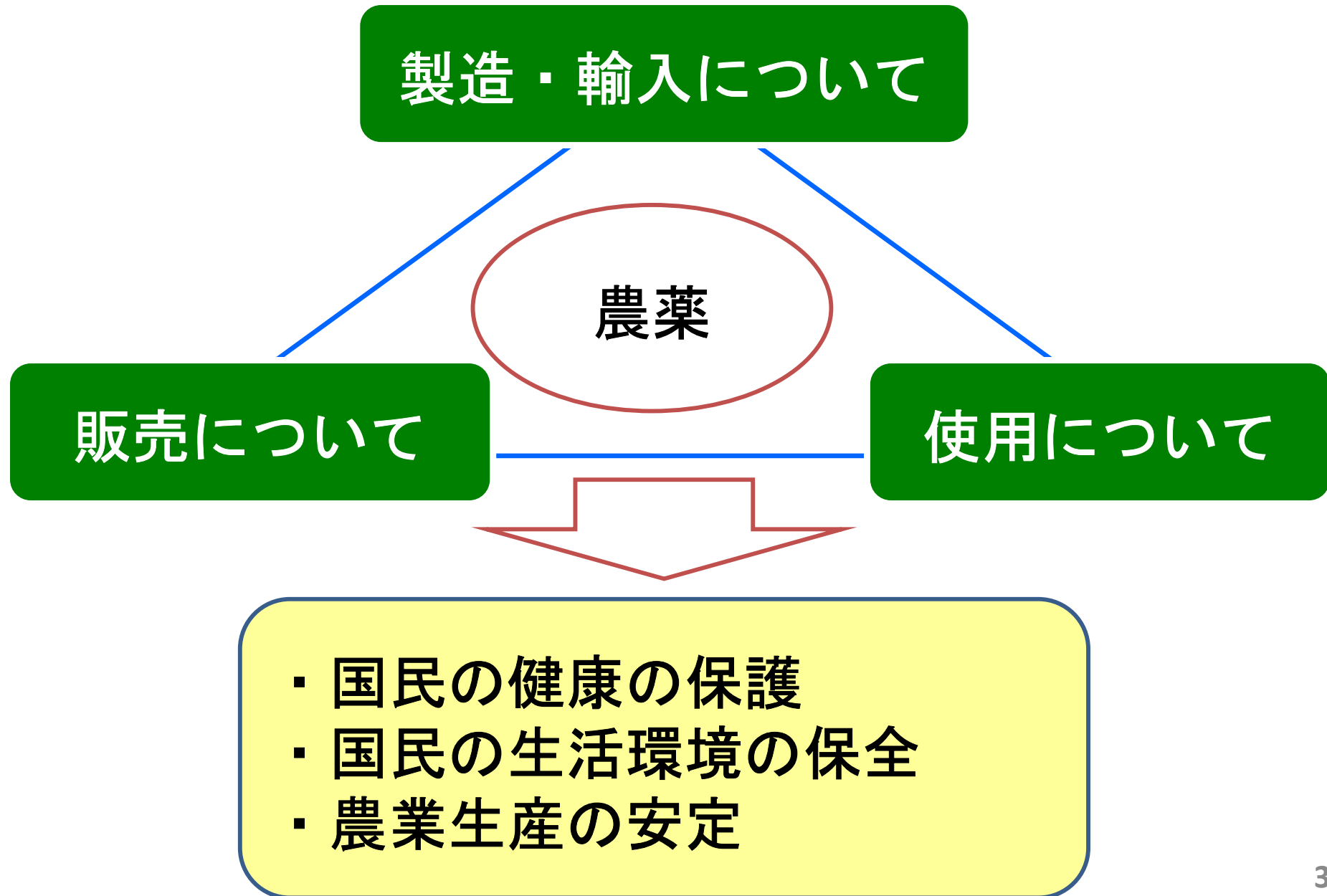
農薬取締法について

広島県農林水産局
農業技術課

【本日の内容】

- 1 農薬取締法のポイント
- 2 農薬使用者の義務・責務
- 3 農薬販売者の義務
- 4 農薬事故の防止対策
- 5 疑義資材への対応

1-(1) 農薬取締法の目的



1-(2) 農薬取締法における農薬とは??

農薬

- ・ 殺菌剤、殺虫剤
- ・ 除草剤
- ・ 忌避剤
- ・ 展着剤
- ・ 天敵

植物成長調整剤
(着果促進、ブドウ
種なし化など)

防除

病虫害

害

農作物

生理機能の増進または抑制

※鑑賞目的の盆栽・芝、街路樹等も含む。

農薬に該当しない

(例) 殺虫剤と同じ成分の薬剤

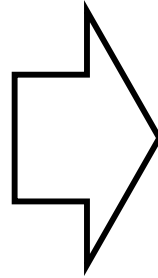
駆除

【衛生害虫】
ゴキブリ、蚊など

1-(3) 農薬の登録制度

農林水産大臣の登録

農薬の品質、薬効、薬害、毒性、残留性などの検査
(銘柄ごとに行う)



農薬として

製造・加工・輸入が可能

特定農薬

- ・ 食酢
- ・ 重曹
- ・ 同一の都道府県内で採取された天敵
- ・ エチレン
- ・ 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

登録の必要ないものはこの5種類のみ。
農作物、人畜、主産動植物に
害を及ぼす恐れのないことが明らか

1-(3) 農薬の表示制度について

【製造者又は輸入者】容器に11項目の内容について、真実の表示をしなければならない。

【販売者】表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

①登録番号 ⇒ 「農林水産省登録第〇〇〇〇〇〇号」

④登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

⇒ 使用量や使用時期、総使用回数等（必ず守る）

⑥人畜に有害な農薬については、その旨及び**解毒方法**

⇒ 農薬を誤って飲み込んだりして医師の診察を受ける

際には、**農薬の現物またはラベル**を持って行くこと。



2-(1) 農薬使用者の義務・責務

農薬を正しく使わなかった場合 . . .

◆健康被害

◆環境汚染

◆農薬の残留基準値超過⇒出荷物の回収

◆周辺住民とのトラブル

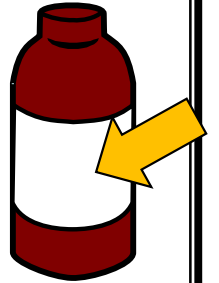


2-(1) 農薬の使用者の義務・責務

～ 遵守すべき基準 ～

1. 食用作物、飼料作物に農薬を使用する場合は、農薬登録の時に定められた次の事項を遵守すること。

①適用作物 ②使用量、希釈倍数
③使用時期 ④使用総回数



2. 食用作物への適用がない農薬を、食用作物に使用してはならない。
3. くん蒸を行う者（自ら栽培する農作物等に使用する者を除く）は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
4. 航空機を利用して農薬を使用する者は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
5. ゴルフ場において農薬を使用する者は、その使用計画を農林水産大臣及び環境大臣に報告すること。

2-(1) 農薬の使用者の義務・責務

～農薬使用者の努力義務～

1. 登録に係る**適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用の注意事項、最終有効月日**に従い、人畜に有毒な農薬の使用に際して被害防止方法を講じて安全かつ適正に使用する。
2. 空中散布の際には、区域外への飛散を防ぐ。
3. ゴルフ場外への農薬の流出を防ぐ。
4. **住宅地・学校・保育所・病院・公園その他の人が居住・滞在または訪れる場所では、飛散を防ぐ。**
5. 農薬を使用した年月日、場所、農作物、農薬の種類や量を記帳する。
6. 水田からの流出を抑える。
7. **クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散すること防止するために必要な措置を講じる。**

2-(2) 無登録農薬と水質汚濁性農薬

無登録農薬の使用禁止

登録された農薬（販売を禁止している農薬を除く）と特定農薬以外を農薬として使用することは禁止

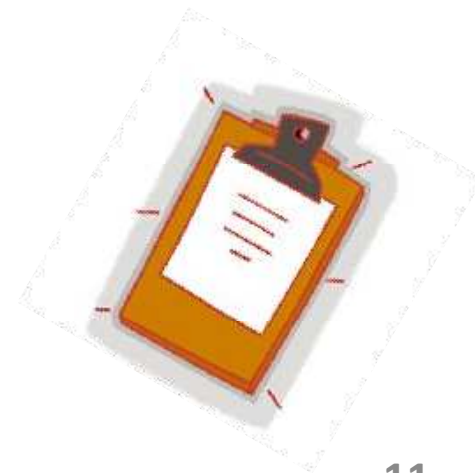
「農林水産省登録第〇〇〇〇〇〇号」

水質汚濁性農薬

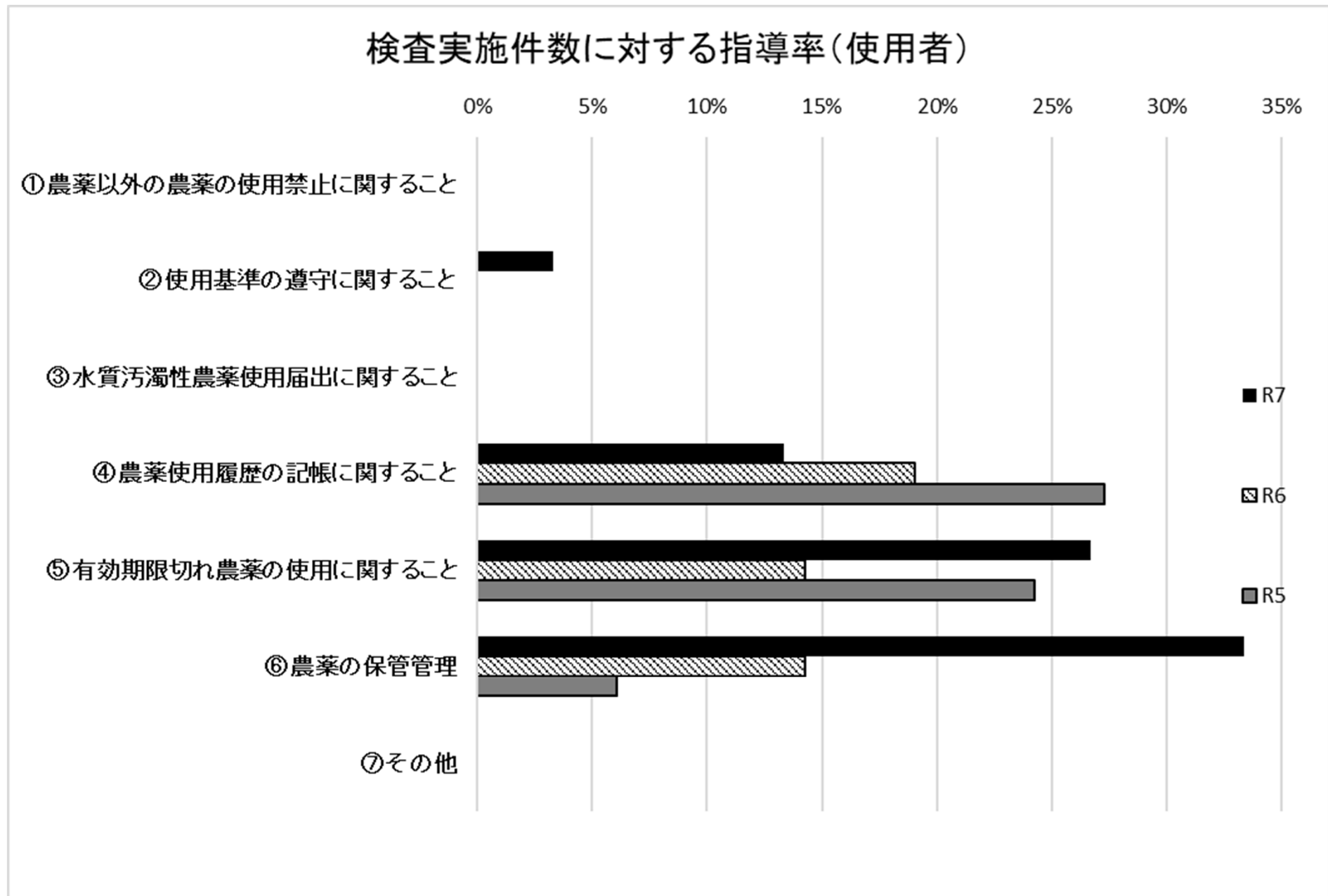
シマジン（除草剤）を指定している。
使用する場合は、事前に市町へ届け出ないといけない。
できるだけ、ほかの薬剤を使用する。

2-(3) 県または市町による立入検査

- ◆県または市、町は、販売者または農薬使用者のもとに立ち入り、販売状況、使用状況を検査することができる。
- ◆令和7年度は110件（販売者80件、使用者30件）



2-(4) 農薬立入検査結果（農薬使用者）



2-(4) 農薬立入検査結果（農薬使用者）

検査実

次の項目を記帳する。

①農薬を使用した年月日

②場所

③農作物

④農薬の種類

⑤農薬の使用量または希釈倍率



①農薬以外の農薬の使用禁止に関すること

②使用基準の遵守に関すること

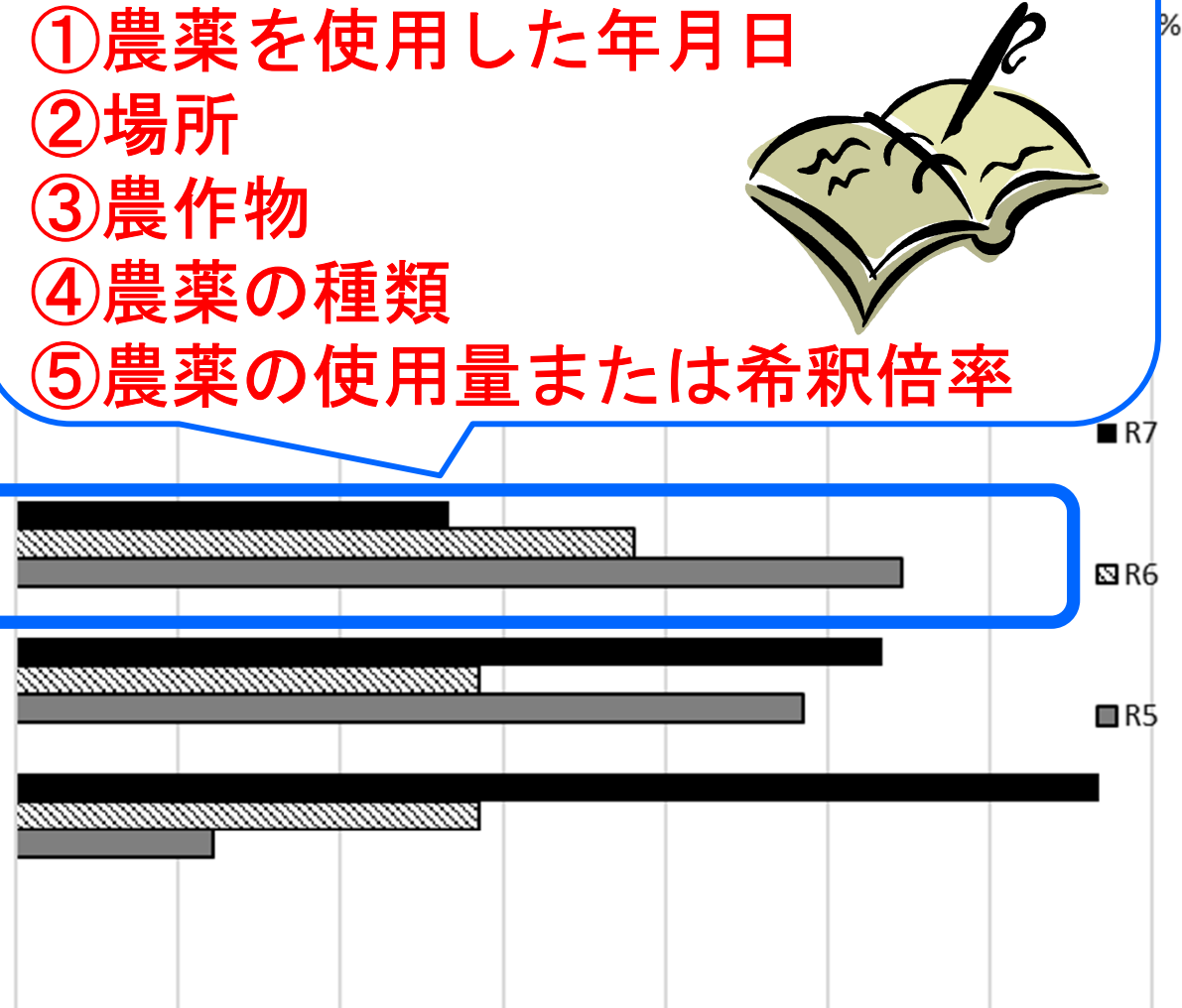
③水質汚濁性農薬使用届出に関すること

④農薬使用履歴の記帳に関すること

⑤有効期限切れ農薬の使用に関すること

⑥農薬の保管管理

⑦その他



3-(1) 農薬販売者の義務

販売者の届出

販売所（店舗）ごとに①氏名及び住所、②販売所、を販売所のある都道府県知事（又は権限委譲市町）に届けなければならない。
※インターネットを利用して販売する場合でも、販売届が必要。

	新規に販売を開始	届出内容の変更	販売所を廃止 販売をやめる
届出の時期	販売開始までに	変更事由発生後 2週間以内	廃止後2週間以内

- ◆販売所が竹原市、庄原市、安芸郡4町（府中町、海田町、熊野町、坂町）にある場合⇒広島県庁農業技術課
- ◆販売所がその他の市町にある場合⇒それぞれの市町

3-(1) 農薬販売者の義務 (農薬の販売に関する届出について)

広島県ホームページ

農業技術課

広島県

農業技術課

主な業務内容

鳥獣被害対策、農業技術指導所、農業技術大学校、植物防疫、食品表示法、米トレーサビリティ法、農産物検査法、食糧法、肥料取締法、農薬取締法、環境保全型農業

鳥獣被害対策

ひろしま病害虫情報(植物防疫)

農業技術大学校

広島県指導農業士会

食品表示

米穀等の検査・流通

環境にやさしい農業・GAP

ひろしま農業情報

連絡先

〒730-8511
広島市中区基町10番52号
Tel: 082-513-3559 (代表)
Tel: 082-513-3559 (直通)
(経営技術グループ)
Tel: 082-513-3564 (直通)
(鳥獣害対策担当)
Tel: 082-513-3586 (直通)
(食品表示担当)
Tel: 082-513-3585 (直通)
(農業生産管理グループ)
Fax: 082-223-3566

お問い合わせフォームはこちらから

関連情報

農薬及び病害虫防除に関すること

- ① 農薬危害防止運動の実施について (2026年5月1日)
- ② 農薬を販売するときや変更するときの届出について (2026年4月1日)
- ③ 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法について (2024年7月30日)
- ④ 「広島県総合防除計画」を策定しました (2023年10月11日)
- ⑤ 西部農業技術指導所植物防疫チーム(病害虫防除所) (2016年2月5日)

農薬の販売届について

3-(1) 農薬販売者の義務

帳簿の記帳

- ◆帳簿を備え付け、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、真実かつ完全に記載する。保管期間は**3年間**。
- ◆水質汚濁性農薬（シマジン）を販売した場合、譲渡先別に数量を記載する。

虚偽の宣伝の禁止

農薬の効果等について虚偽の宣伝をしてはならない。

登録を受けていない農薬を、登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。（チラシ、口頭等媒体は問わない。）

3-(1) 農薬販売者の義務

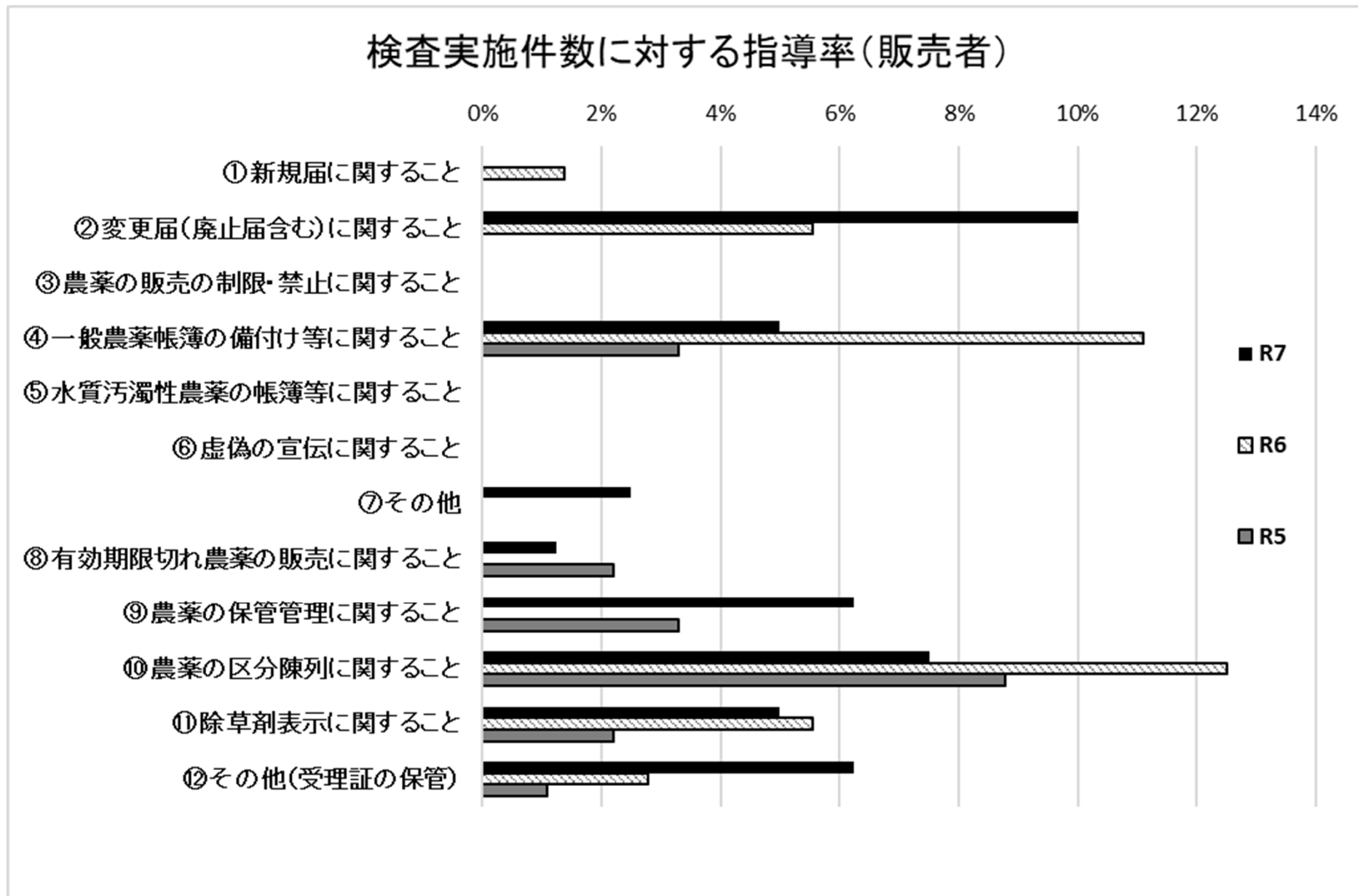
農薬でない除草剤の表示義務

販売する際は、容器又は包装に「農薬として使用できない」旨の表示を。

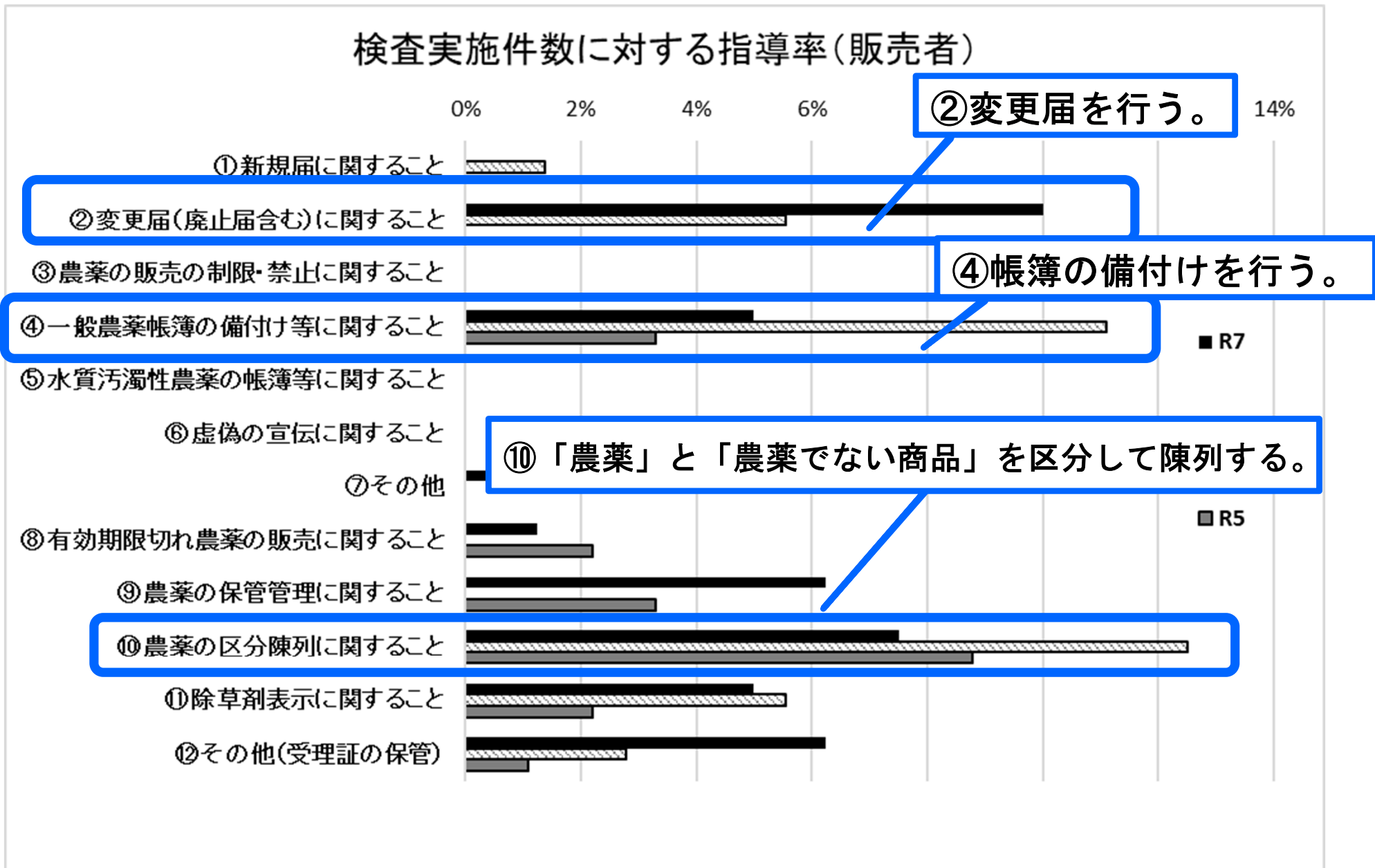
小売店は、**店頭の見えやすい場所に「農薬として使用できない」旨の表示。**

違反した場合、最大で「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又はこれの併科」

3-(2) 農薬立入検査結果（農薬販売者）



3-(2) 農薬立入検査結果（農薬販売者）



4-(1) 農薬事故を防ぎましょう

農薬の使用に伴う事故

・・・全国で28件！（令和6年度）

- ◆農薬を飲料と間違えて飲んでしまった。
- ◆農薬の飛散防止対策が不十分だった。
- ◆マスク、メガネ、服装等の装備が不十分だった。

4-(1) 農薬事故を防ぎましょう

守りましょう！

- ✓ 防除器具の点検：ノズルの目詰まり、ホースの接続
- ✓ 農薬を他の容器に移し替えない。
- ✓ 保護具を必ず着用：マスク、防除衣、保護メガネ、手袋
- ✓ 散布作業は気象条件（風向き、気温）に注意して行う。
- ✓ 長時間の散布作業は避ける。
- ✓ 土壌くん蒸剤使用時の被覆はしっかり行う。
- ✓ 散布後は飲酒しないで早く寝る。
- ✓ 散布器具はきちんと洗浄する。



4-(2) 事故・中毒が発生した場合…

体調が悪くなったら、直ちに医師の診断を受けましょう

- ◆ 受診の際は農薬の容器を持参する。
- ◆ (公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 中毒119番
082-567-6099または0120-279-119



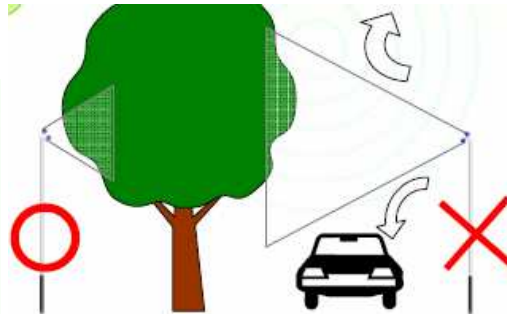
(月曜日～金曜日9:00～17:00〔祝日、お盆休み、年末年始を除く〕)

警察署、保健所、消防署へ届けましょう

- ◆ 盗難や紛失の場合 (警察)
- ◆ 河川などへ流失した場合 (厚生環境事務所、警察署、消防署)

4-(3) 住宅地周辺での農薬使用に注意しましょう

飛散低減



なるべく対象物の近くから、
風向きやノズルの向きにも
気をつけて散布しよう。

事前周知



散布啓発



散布区域をコーン等で分け



5 疑義資材への対応

使う前には必ずチェック！

- 農薬には必ず登録があります
- まく前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう
- ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう



登録はあるかな？

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

〇〇××剤

農林水産省登録番号〇〇〇号
有効成分：□□□□□...30%

適用作物・害虫と使用方法

作物名	適用農薬名	有効成分	使用時期	使用回数	使用方法
トマト	アピカシロトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクローチアホロ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャピクダ	1500倍	発生初期	4回	散布

5 疑義資材への対応

こんな資材に注意！

○農薬登録がないのに、ラベルに
「害虫にはよく効きます」
「虫が寄り付かない」
「病気によく効きます」
「病害虫に効く〇〇を原料としています」
と書いてある



○使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬ



無登録農薬の疑い

すぐに使用をやめて、
農林水産省に連絡しましょう

農林水産省のホームページ内に、「農薬目安箱」を設置し、このような資材に関する情報を受け付けています。

農薬目安箱 検索



2026年度 農薬危害防止運動

運動テーマ

使用前、周囲よく見て ラベル見て

重点指導項目

- 農薬ラベルによる使用方法の確認
- 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い
- 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
- 誤飲・誤食、盗難等防止に向けた適切な保管・管理

ひろしま農業情報～お役立ち情報満載！～

指導所による現地情報や病害虫発生予察情報を掲載しています！



ひろしま農業情報トップページ ～広島県の普及事業における農業現場での取組と農業経営に役立つ技術情報をお届けしています～

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2026年5月14日

県の農業技術指導所
(普及組織)

指導所名をクリックすると各所のホームページに移ります。


新着情報



[鶏糞利用促進研究会が開催されました（安芸太田町）](#)

2026年5月16日


病害虫発生予察情報

技術情報
果樹カメムシ類に
要注意！


[病害虫発生予察情報「技術情報」](#)

2026年5月15日

病害虫発生予察情報

予報（果樹）が
発表されました


[病害虫発生予察情報「予報」](#)

2026年5月14日

